

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:募集

令和6年10月21日

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正 (素案) に対する県民コメント (意見募集) を実施します

県では、無秩序な土砂のたい積を防止し、もって県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的に、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）を施行し、土砂の排出、たい積等について必要な規制を行っています。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が改正されました。県では、令和7年度中に運用を開始する予定です。

また、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するため、資源有効利用促進法の政令及び省令（以下「資源有効利用促進法政省令」という。）が改正されました。

これらの改正により、土砂条例の一部規定が法令の規定と重複するなどの状況となったことから、土砂条例の一部改正をする必要があります。そこで、土砂条例の一部改正（素案）について「埼玉県県民コメント制度」により県民の皆様の御意見を募集します。

1 募集期間

令和6年10月21日（月曜日）～令和6年11月20日（水曜日）

2 資料の入手方法

(1) 埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp//a0506/sanpai-zando.html>

(2) 次の窓口で閲覧・配布を行っています。

埼玉県環境部産業廃棄物指導課（県第3庁舎2階） 電話 048-830-3121

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※2（1）に示す埼玉県のホームページに掲載の様式を御利用いただくか、任意の書面に上記事項を記載し御提出ください。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で御提出ください。

電話等による口頭で御意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県環境部産業廃棄物指導課 審査担当 宛て

イ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 048-830-4774

ウ 電子メールの場合

電子メール a3120-04@pref.saitama.lg.jp

※郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も件名を「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正（素案）に対する意見」としてください。

※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

4 意見の取扱い

(1) 頂いた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します（プライバシーに関する内容を除きます）。

(2) 個々の御意見に対する個別回答や提出いただいた書類等は返却いたしませんので、御了承ください。

5 問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県環境部産業廃棄物指導課 審査担当
電話 048-830-3121
ファクシミリ 048-830-4774
電子メール a3120-04@pref.saitama.lg.jp